



もしかして虐待？と思ったら迷わず通報を！

児童虐待 (の疑い) に気づいたら

児童虐待とは

子どもへの人権侵害です。子どもを守るべき立場にある保護者によって、子どもの心や体に加えられる子どもにとって有害な行為です。たとえ「しつけ」のつもりで行った行為でも、子どもの生きる力を奪い、健やかな成長に悪影響をおよぼし、将来にわたり心を深く傷つけ、発育不良やさまざまな問題行為を起こすなど、その子の将来に影響します。

児童虐待の種類

身体的虐待

なぐる、ける、おぼれさせる、たばこの火を押し付ける、戸外にしめ出す など



性的虐待

子どもにわいせつな行為をしたり、子どもにわいせつな行為をさせる など

心理的虐待

言葉によるおどし、無視、きょうだい間での差別的な扱い、子どもの目の前で行われる家庭内暴力 など

ネグレクト (養育怠慢、放棄)

家に閉じ込める、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにする、保護者以外の同居人による虐待を放置する など



こんなとき、 ご相談ください！

匿名でもかまいません。虐待 (の疑い) に気づいたら、すぐに連絡してください。周りの誰かが気付くことが早期解決につながります。

地域で

- ☑ 虐待そのものを目撃したとき
- ☑ 叩く音や叫び声が聞こえたとき など
- ☑ 不自然な傷が多い

子どもの様子

- ☑ 不自然な時間の徘徊が多い
- ☑ 衣服や身体が非常に汚れている
- ☑ いつもおなかを空かせている など

親の様子

- ☑ 地域の中で孤立している
- ☑ 子どもが病気や怪我をしても病院に連れて行かない
- ☑ 子どもを置いたままたびたび外出する など

▶ 上記に当てはまったら迷わずご連絡を

大阪府貝塚
子ども家庭センター

畠中1-17-2

☎430-6300

家庭児童相談室

畠中1-18-8

保健・福祉合同庁舎1階

☎433-7022

児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく

☎189 (無料)

児童相談所相談専用ダイヤル

☎0120-189-783

相談したい